

第9回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年7月13日（月）午前10時24分
- 2 閉会日時 令和2年7月13日（月）午前11時27分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
8 番 治徳 義明君 13 番 福木 京子君 15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 逢坂紀美子君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時24分 開会

○小委員長（佐藤 武君） 皆さん、御苦労さまです。

ただいまから第9回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開会します。

議会改革検討委員会に引き続きまして御協議をいただくわけですけれども、倫理条例の案文についていろいろ皆さんから御意見をいただいて、まとまりつつあるのかなというふうに思っております。前回、改正部分、訂正部分も含めて、事務局のほうで案をつくっていただきました。その中で、お手元にあると思います。どうでしょうかね、順番に1ページから確認。

○副小委員長（岡崎達義君） もういいんじゃないか、それは。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい、それでいいと思いますよ。

○小委員長（佐藤 武君） 確認よろしいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 最後のだけ、検討しましょう。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員さんが本会議での報告ということになるんで、最終的にどんなですか、よろしいか、確認しなくても。前回やったんで、大体その確認なんで、皆さんいいということであれば、最後に残ってます第16条か、いわゆる請負禁止でしたっけ、18ページの市との請負契約等に関する遵守事項ということで、法務担当のほうからいろいろと御指摘がありました。そうした中で、前回いろいろ委員の皆さんの御意見をいただいて、これをどうしようかということで、最終的にこれが残ってると思います。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 第16条の最後なんですけど、これだけ残ってたと思うんですけど、私はずっと読んでまして、やはり2親等以内もしくは同居の親族っていうのはこれは消したほうがいいんじゃないかなと思いました。余りにも幅が広がるんじゃないかなと。ここの意見に述べられてるように、やはりせめて議員もしくは議員の配偶者まででとどめるべきじゃないかなと思いました。これも、努力事項ですので、そこらあたりまでにとどめておいて、この条例をつくったほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたけど、皆さんはどうでしょうか。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） コメントで書いていただいている中で、町内会長や区長ができなくなるということの制限なんですかね。例えば、副区長じゃとか副町内会長じゃとか会計じゃとか、そんなことはこの文言でいえば制限にはかからないということ、意味合いでいいんですかね。法的にどうでしたっけ。

○小委員長（佐藤 武君） 私もいろいろ考えて、これが正しいかどうかわかんないんですが、要するにその請負契約の部分とそれから業務委託契約、物品納入契約という3つの契約が

出てると思うんですが、いわゆる町内会等の関係は業務委託契約ということになってると思うんで、この法制担当の指摘というか、町内会長とか区長さんは該当しますよという御懸念なんですけど、これは委託契約かなというふうに僕は確認というか、考えとんですけど、このあたりも法制担当の人に確認をしたい部分かなというのは思ったんです。今岡崎委員のほうから言われた2親等以内、同居家族、親族ということになると、非常に厳しい条文かなとは思いますが、そこら辺を含めて法制担当のほうに改めて確認をしたいなということで、現在のところこの倫理条例の部分で確認したいのがこの部分ぐらいかなと思うんですけど、どうしましょう、わざわざ委員会に来ていただくことも申しわけないかなと思ったり、そうはいつでも委員の皆さんの全員に御理解いただくということになれば、御足労いただくということがいいのかなあと思ったりもしたんですけど。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） お聞きしていただくのであれば、ここに書いとるNPO団体の役員、僕らも評議員になったりしてるケースがあるので、この役員というてどこまでを指すか確認しとっていただけませんか。恐らく皆さんもボランティア団体に入っとったら名前だけ、監査だとか役がつくじゃないですか。1会員でもぱっと見たら監査になっとったりするんで、今それは全てだめみたいな話になるんですかね。いや、法律が決まってしまうたら、僕らも、僕らはボランティアだとか区の役員なんかはそこまで制限する必要はないんじゃないかなとは思いますが、法律で、法をつくってしまうたら片方からこれはだめじゃないですかで指摘されたときに法解釈でアウトになってしまうんで、その辺をよく慎重にせにゃいけないのじゃないかなあとは思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） それと、指定管理制度というものがあって、区に対しての指定管理者というのが結構あるんじゃないかなと思ったりするんですよ。旧来の町内というか区長さん、もちろん町内会長を含めるんですけども、指定管理という制度があればその部分もこの請負契約になってしまうのかなと、指定管理と請負契約は若干違うとは思いますが、市からの補助金という部分は指定管理も出ますんで、そこら辺の細かい部分が微妙かなと思ったりするんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ここで規定されているのは、要するに請負契約とかそれから業務委託契約、物品納入契約を、その議員とか、今度は2親等以内も外しますと、議員の配偶者がかわる法人なんかは契約の締結をしないように努めるですから、ですからこれはこのまま2親等以内もしくは同居の親族っていうのを外して置いといたほうがいいんじゃないかなあと思うんですよ。いろいろなNPO団体の役員をしているとかなんとかあるんですけども、それ

はこの条例の運営上でいろいろ考えていけばいいんで、あくまでこれは努力義務ですから、全部これにひっかかるっていうわけではないわけで、これを遵守しなかったからというて前項のあれにかかわってくることじゃあないと思うんですよね、その審査基準に。これは審査基準に入らなかったと思うんですけどね。

○小委員長（佐藤 武君） 努力義務といっても、いろいろ厳しい制約もあるんで。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） この今第16条になつとるやつに関しては、結局桃の木の下で冠を直すなという趣旨のことを、言葉を変えたらこういうことになつとんだと思うんですけど、私は2親等以内云々も入れとくべきだと思うんです。というのが、例えば息子が社長をしょうる土建屋があったと、例えばね。そしたら、もろにそこから言われとるような気に行政側が受けるし、さっきの区として、町内会として指定管理を受けとるときに区長を議員がしょうたら、ここをもう少し直せやというようなことを言われると、ほかの施設よりは変な表現じゃけど書類の順番が先に先になるような変な圧力ととられかねないので、さっき言った桃の木の下で冠を直すなという趣旨からいえば、最後に努めるものとするという一文があるので、その辺は私は逆にこのままでもいいのかなあというふうに思いますけど、結局は変な表現ですけど幾らいろんなことを書いても、ほんなら第三者じゃたらええんかとか、オーナーだったらどうするとか、いろんなことが出てくると思うんですけど、一応はこれぐらいで書いとって、別に例えば2親等っていったら兄弟も入るし孫も入るし、そしたらみんなは代表者はその人でも、ああ、あの議員のというイメージには絶対なと思うので、私はこのままで、さっき言った桃の木の下で冠を直すなというのが趣旨なんじゃという部分で、こういう表現で置いとけばいいと思いますけどね。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） やっぱりこのところは大切なとこじゃないかなあ。倫理条例をつくるというこの意味というのがこのあたりにも出てくるわけで、厳しいと。規程だけじゃなくて条例っていうのはやっぱり倫理規程が厳しいということで進んでいってると思うんで、これは他の自治体も大体ここは入つとんでしょ、この2親等以内というのは。その辺がどんなのか。これは大切なとこじゃないかなあと思いますけどね。入れとったほうがいいような気がしますし。

○小委員（永徳省二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 私も大口委員の意見と一緒に、入れて、このまま残したほうがいいのかと思います。ていうのも、最後に努めるということも書いてありますし、あくまでもこれは倫理

に触れるようなことをするなという意味で書いている条例なので、社長が議員でまずかったらすぐに孫に譲ってその会社を孫を社長にするなんてことは十分あり得る話なので、こういうのは残すべきやと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 兼業禁止との兼ね合いは、兼業禁止というのは何でしたっけ、役職についちゃいけないという部分ですよ。

○小委員（治徳義明君） 2親等ぐらいからは外れとんじゃねんか。兼業禁止は、2親等ぐらいから、だから条例で踏み込んどる。

○副小委員長（岡崎達義君） それなら、これは置いときましょうや、このまま。

○小委員長（佐藤 武君） 置いときますか。置いといて……。

○副小委員長（岡崎達義君） 第4条第3項とのかかわりですからね、これは、要するに。

○小委員長（佐藤 武君） 置いといて、非常に議員の首を絞める、そういう表現は悪いんだけど、いざ頼まれて。

○副小委員長（岡崎達義君） 締めるとこまで行かないけど、縄をつけるとこぐらいまでは。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） やっぱりここへ意見があるところをもうちょっとはっきりと教えてもらっときたいと思う、ここをね。

○小委員長（佐藤 武君） 具体的にこういう問題が発生する懸念がありますよというのを聞いとかないと、載せとけばいいんじゃないということ載せたものの、やっぱりどうかなという事になっちゃあまずいんで。

○小委員（永徳省二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 現実問題として、町内会長イコール議員、はっきり言って佐藤委員長のケースもありますし、私も以前そうやったんですけど、そこに業務委託契約して、これは倫理に違反してるからなんていうことは普通、一般的にはあり得ないというふうに僕は思うんで、別に構わないんじゃないかなというふうに思いますけど。

○小委員長（佐藤 武君） でも、その指摘をいただきましたよ、僕は。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 町内会長、区長と議員との兼ね合いは、過去に何人もおられた。特に合併したときに現職の区長などもおった。そこで、やっぱり要望を上げる側じゃないですか、区長は。それとその要望をそりゃええとか悪いとかというのが同じ人間というのはあかんやろうと。要するに、この倫理よりもう1個ある意味一段高いところの、あっこの区長だけでえれえいきょうるじゃねえかと、議員をしているからかというように行政に言われた

ら、行政は、いや、そんなことはないですよと幾ら説明しても、やっぱりあれは議員をしょうからあつこの町内会だけじゃろうがと言われたら堂々めぐりの説明しかできなくなるわけですね。それを防ぐという意味だと私は理解しとんです。極端に言えば、その村に80以上ばかり、車に乗って動けるのがその人しかおらんとか、そういう極端な事例は別ですよ。だけど、基本的には、行政はさっきのような説明で突っ込まれたら、いやいや、そんなことはないですよと幾ら言ってみたとこで、あいつは議員じゃからそんなくしとんじゃろうがというような言い方をされたら説明のしようがないから、そういう変な負担を職員にかけるのをやめましょうという趣旨なんじゃろうと私は理解しとんです。一番は、その要望するほうとよっしゃそれでええわ、予算つけたらあというほうが同じ人間というのはまずおかしいがなと、原点はね。そういう趣旨じゃと、こういう条例とか何とかということの前に、そういうことだと私は理解しとります。

さっきの業務委託契約などと言われましたけど、市民はそんな単語は100人聞いて10人も知らない。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや。市民が知るとか知らないじゃなくて、やっぱりその…

○小委員（大口浩志君） だから、さっき言った桃の木の下で冠を直すなというのがこういうやつのだてりだと思つとんです。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それももちろんあるんだけど、その条例をつくらうとする、条例に盛り込むということはやっぱり明確にしとかないと、それはまずい。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） その大口委員言われる、先ほどは努めるじゃからええじゃないですかみたいなお話でした。今回はだめですよみたいな話なんですけど、僕も文言は文言として、いや、僕も思いますよ、この条例というのは業者さんが指名に対する、指名に議員が絡んだらみたいな話をきちっと選別しようとする話で、町内会を必要以上に規制しようという話じゃあないんだと思うんですけども、文言としてこれはきちっとしたときに、努めるんじゃからいいじゃないですかというたら皆いいじゃないですかみたいな話になってしまうんじゃろうと思うんですけどねえ。だから、この辺の文言をもうちょっときっちり確認をして、これがどこまで、町内会長、副会長はええんか、それなら会計の人はええんか、法人でもNPO法人でもトップだけはいけんのんで、ほんなら監査はええんかとか、その辺を整理して理論的にきちっとしとかなとまずいんじゃないかなと思うんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 米原市議会にもそういう条例がありますし、それから都留市議会にもそういう条例があるんですよ。これは、米原なんかは平成26年で都留市議会は平成28年

だったかな。ということは、最近の条例にはこういう文言がきちっと入ってきてるということは、これは都留市議会26年ですか、入ってきてるということは、当然ここの自治体なんかでもきちっとそういうことは調べた上でこういうのを入ってるんだと思うんで、それは先ほども今言われたように私も2親等以内のというのを外せばいいなと思ってたんですけど、これはこのまま入れといたほうがいいんじゃないかなと。今治徳委員が言われたけど、このいろいろな形があるんですけど、それを全て出せていうのもやっぱり法制担当のほうも大変なんじゃないかなと。だから、そういう、大口委員が言われたように李下に冠を正さずの規定である以上は、こういう形でむしろ置いとくべきじゃないかなあとは思いました、改めて。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 最終的にここで決まって、皆さんにお披露目というたら変ですけど提供する際に、今はここへこうやって例えば青字の解説つきのやつですとかこの網がけの文字のやつ、特に今やっとなる第16条に関してのこの意見の部分、これは絶対抹消しとくほうが私はええと思うんです。変に、ああ、こういう手があるんかというような、正面玄関から入れんけどトイレの窓からは入れるでみたいなのということになりかねるので、その辺の資料づくりは、解説だけやっついて、そのさっきの明示しろというて仮に言われたら、明示せんとわからんのですかという返答をしてもらおう、治徳委員に。明示しろとって……。

○小委員長（佐藤 武君） そう興奮せずに。

○小委員（治徳義明君） 努めるものとするじゃから、これはこれでいいと思う。

○小委員（大口浩志君） 私もそう思う。するっと流す。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、このまま入れておいて、一応つくってみて、それでもう1度全体で検討する会を持って、こういう会を持って、もう1回皆さんで検討してきてもらったらどうですか。これはこのままにしといてね。

○小委員（大口浩志君） だから、どうせ一遍は意見を受けるんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） その前に法制担当の意見を聞かないと。

○副小委員長（岡崎達義君） これは皆さんの意見でこういう形で残すことにしましたっていう形で、その疑問点をどこらあたりまであれなのかっていうのを。

○小委員（治徳義明君） 文言的にどこまで制限がかかってるのか。

○副小委員長（岡崎達義君） わかる限りでね。

○小委員長（佐藤 武君） 努力義務ではあるけれども。

○小委員（治徳義明君） 努力義務ではあるけども、この文言で、文言だけでいうたら、理事までかかりますよというたら社協の理事はあかんようになる。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そういうのも入りますかと。

○小委員（治徳義明君） 率先して市議会が充て職をやりましたみたいな話が話としておかし

くなる。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だけど先ほども言いましたように、都留市議会もそれから木更津もそうだし、もう1件あれがあったよね。そういうところがきちっと入ってるということは、今のところそういう不都合はないってということなんですよ。それぞれの自治体にそれぞれのそういう治徳委員が心配されてるような事例があるわけですけども、入ってるということは全くそういう心配がなかったということじゃないですか。

○小委員（治徳義明君） 恐らく。

○小委員長（佐藤 武君） 関連があるかどうかわかんないんだけど、この間シルバー人材センターですか、あれで新しい役員さんということで実盛議員が理事に入っていました。そうした中で、シルバーについても市の補助金が出てる、そうした中で私の全面的な考えじゃないんだけど、そういうシルバーなりいろんな組織に議員が入って、その組織と組織の考え、それから広く言えば市民の考えを吸い取って行政に反映させるということはある意味必要かなとは思ってますよ。だから、さっき言ったことをまた蒸し返しますけども、そういう部分もやっぱり考えないといけんかなとは思うけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 理事の役割の範囲がな。契約まで入っていけるなら。

○小委員（大口浩志君） 理事は経営者側じゃから。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 恐らく議員さんでも10人おったら9人までは普通なんですよ。理事会に行ってからギヤーギヤー物やこうを言うことはないとは思いますが、一部の、今でもそうじゃないですか、条例は。

○副小委員長（岡崎達義君） 充て職に関してそういうふうに入ってるのはどういうふうに見えるのか、ちょっと聞かなくちゃいけないですね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。どうしましょう、委員会に来ていただきますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 聞くだけだから。

○小委員（大口浩志君） それは書面での質問だけじゃけえ。

○小委員長（佐藤 武君） 書面での。

○小委員（大口浩志君） 当たり前のように議員を1人ここにはめてくれえというて依頼が来とるわけでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） いつもな。社協もそうだし。

○小委員（治徳義明君） だから、社協も議員がおったほうが都合がええからみたいなの。

○小委員長（佐藤 武君） そういう考えの。

○小委員（治徳義明君） 全部じゃないですよ、組織もあると思う。

○小委員長（佐藤 武君） あるある。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） それでもう議員は外しますというんだったらそれはそれでいいんじゃないですか。

○小委員（大口浩志君） もうそれでいいと思いますよ。それか、議員の理事はどう思いますかというて今の事務局長やこうに匿名でアンケートを書いてもろうたら、要りませんというのがほとんどじゃねんじやろうか。それか、人によってすげえ変わる、事務局長の考え方と行つとる議員との組み合わせ。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 充て職ってというのが慣例的にずうっと来てるやつで、本当に必要なのかどうかっていうのは検討したこともないですしね。だから、例えば社協なんかで議員が入ってたからといって別にどうってことはないし、入ってるとか入ってないとか。それこそ、シルバー人材センターなんかでもそうでしょ、ただ入ってるっていうだけで、別に議論に参加するわけでもなければ。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 前大口委員が言われてましたけど、小委員会として議長宛てにどうなんですかみたいな。

○小委員（大口浩志君） 執行部と調整してくれみたいな。

○小委員（治徳義明君） 意見書というか、小委員会として議長に対して、法制で聞いて問題ありませんと言うたらそれはそれでええんじやけど、もし法制の人がおかしいよなみたいな話になったら、出しときゃええじゃないですか、意見書を、意見として。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） やっぱり区長にしても執行部のその仕事を請け負う、自治組織であっても半分はそういう請け負う、それからあと執行部の側に立つそれこそ社協の理事とかシルバー人材、やっぱりそこの辺をある程度はつきりしていったほうがいいような気がするんで、そこは聞いてもらい、きちっとここで直したほうがいいと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえずこの形で法制のほうにもう一度お返しして、それで今言った疑問点だけを法制のほうで文書で質問して、それで返していただくという形にしといたらどうですか。また8月にもう1回開いて、そこで終了という形で。

- 小委員長（佐藤 武君） それで全体的な委員会ね。
- 副小委員長（岡崎達義君） それでどうかなあと思うんですけど、皆さん、どうですか、それで。
- 小委員（永徳省二君） いいと思います。
- 小委員（大口浩志君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 1番最後のページにあえて施行期日が丸になっただけ、これは皆さんにお披露目するときには、念頭ではこの日を予定していますという意味も含めて、何年何月何日は落とし込んでくほうが私はいいと思うんですけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうですね。
- 小委員（大口浩志君） そっから意見をもらうということも含めてね。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、そのいわゆる議会の議決を得ないといけないということもある、9月定例に提案できるとか。
- 小委員（大口浩志君） だから、それを目指しとりますという意味。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、9月定例で出すのであれば。
- 小委員長（佐藤 武君） 出すのであれば最終日。
- 副小委員長（岡崎達義君） 10月1日からやね。
- 小委員（福木京子君） 委員長、委員会ではほかの委員からの質問に答えなくちゃいけない。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、だから全体の意見を聞いて、いろいろ意見が出たらそれに対して答えないといけない。
- 小委員（大口浩志君） 10月か、次期からという話じゃねかったかな、これは。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、だから最初は6月で何とかしてもらえんかなっという話で、それは無理ですと。
- 小委員（大口浩志君） それは早急にせえという……。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、9月。
- 小委員（治徳義明君） 最初は12月議会ぐらいでどねんかしてという話だったけど、話がおかしくなって、意見書も決議案も出たから早うせえみたいな話が出たから早目になったんじゃないけど、僕はここは議論があると思いますよ。来期からするんか、僕は多数決でいいですけど、議論はあると思う、大口委員の言うように議論はあると思いますよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 新しい任期スタートの議員から。
- 小委員（治徳義明君） 新規からやってしまうか。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） だから、1番気にするのが例えば、その仮にほんなら10月1日でもいいですわ、走り出したときに、過去に振り返ってはせんというたてりですよ。けどそし

たら、事象が例えば4月1日に起こったと、表に出たのが11月、例えばね。そういうやつなんかをどうするんじゃないかという。

○副小委員長（岡崎達義君） それは11月。

○小委員（大口浩志君） 誰がそれを決めるんか。

○副小委員長（岡崎達義君） 憲法上で規定されとる。

○小委員（大口浩志君） それは表に、だから誰が決めるんですかということです、この中で、これに基づいて。

○副小委員長（岡崎達義君） どういうことか。

○小委員長（佐藤 武君） 事案が発生した時期と倫理上、倫理審査会を設置する時期がずれて、だからその条例が……。

○小委員（大口浩志君） だから、今岡崎委員が言われた、その事象はこれに当てはまりませと、これの守備範囲でせとというのは誰が決定するんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、例えばそういう事例がありましたと、これを審査してくださいと審査を出すでしょ、審査を出したら審査会が一応立ち上がります、この事例はこれ制定以前の事例ですから、これは審査会に当たりませんというのはその審査会で判断すればいい。それ以前に議運にかけけるわけだから、議運でもこれはおかしいなって言ったら議運の時点ではねられる、そういうことです。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 前の規程は生きとるわけじゃ、条例ができる前の倫理規程は。

○副小委員長（岡崎達義君） それは当然です。

○小委員（福木京子君） だから、それに基づいてすることになるわな。以前の事案は。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、その規程のほうに当てはまるんだったら、今度は規程のほうでやる。

○小委員（福木京子君） 以前の分はね。

○副小委員長（岡崎達義君） だからそういう考えになる。

○小委員（治徳義明君） 普通に考えたら10月ぐらいからは選挙モードに入るだろうから。

○副小委員長（岡崎達義君） それでも、1つは、新しい議員の方に例えば適用できるように4月1日からっていうことになると、4月16日までありますけどね、4月1日からっていうことになると、俺ら聞いてねえよ、そんな話ってということにもなりかねない。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、なるべく早くやっといたほうが。

○小委員長（佐藤 武君） 12月でやるべきですね、やっぱりね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうですね、私はそう思います。

だから、遅くても1月1日からっていうのがいいんじゃないかなと。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 俺ら聞いてねえというのは、宣誓書も削除したんじゃから、普通に考えたらそねえなのは聞いてねえがなというて歯節むくような案件はないと思うんですけど、1番ひっかかるのがその宣誓書、それはもうとりあえず削除したんじゃから、俺は聞いてねえじゃねえかというような内容には、普通にしとったら、ああ、そうですかと、そういうのがあるのねというぐらいの。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 新しい立候補しましょうかみたいな人がいろんなことを調べた中で条例もありましたのほうがあええんかな。

○小委員（大口浩志君） それはない、さすがに。

○小委員（治徳義明君） 条例もありましたね。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） もういろいろこれまで百条委員会やいろんなことがあって、総合的に考えて、こちらも頑張って大分議論して、大体できる見通しができたんだったら、それから議員にも意見を聞くという、当然ある程度その時期にしないとおかしいんじゃないかな、さっき1月とか4月とかというのはおかしいです。できた時点で、ある程度その条例を待たれとるわけじゃから、やっぱり議員で検収して早くつくというのが普通じゃないか。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 議長もなるべく早くつくってくれという要望ですので、その要望を受けて、なるべく早く制定したほうがいいと。

○小委員（永徳省二君） 早いほうがいいと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） 一日でも早く。

○小委員（永徳省二君） 一日でも早いほうがいいと思います。

○小委員（治徳義明君） あれは皆賛成しましたよね。早くしてくれみたいな……。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（治徳義明君） 決議案はどうだったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 決議案は1名反対じゃなかった。

○小委員（大口浩志君） 全員賛成じゃなかった気がするで。

○小委員長（佐藤 武君） この間議会広報で1人反対じゃったじゃろ。

じゃあ、今議論になってる国家安全法案じゃないんで、極力いいようにいこうという思いですから。

ということで、法制担当のほうと、どうしましょうか、調整をお願いしてもよろしいですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 元宗議会事務局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 法制担当と調整をしたいと思うんですが、事務局のほうから何点か整理をさせていただきたい点がありますので、よろしいでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○議会事務局長（元宗昭二君） まず1点目、ここまで来ましたので、パブリックコメントをされたらどうですかというのが1点。

それから、もし先ほどから言われていました9月の議会で提出するのであれば、8月20日までに一度全体会を開いていただきたいなというのが1つあります。そうしないと9月議会への提出というか上程、そのあたりが関係してまいりますので、それをお願いしたいのが1点。

それから、ページをはぐっていただきまして、まず5ページのところです。一番下の第4条で、速やかに対応記録票を作成するものと規定されていますなんですが、この中に様式を定めるものではないんですけど、メモであっても記録を残すように求めるというような、そういった文言を解説の中に入れたらどうかというのが前回あったと思うんです。だから、その辺も解説に残すべきではないのかなと。こちらの、きょうも原田議員のことがありましたけども、提言等の記録等に対する要綱にはがちがちの様式があるんですけども、それ以外にもメモを残してもらおうように要求をしたらどうかというのがあるかと思います。

それから、はぐっていただきまして、6ページの中ほどに青色で解説が必要、どういうものか、そのまま専門家に聞くことというのが、ここらがこれらに準ずべきものっていうのが定義がなかなかこれはできてなかったと思うんです。ここをもう1回専門家に聞く必要があるのかと。一言で言うと多分影響力のある役職という言い方でもいいのかもしれませんが、このあたりは検討の必要があるかと思います。

それから、先ほどもお話ありましたその下の充て職の検討、このあたりは議長に申し入れがいいのかどうかというのはいわゆるわかりませんが、どこかで御検討いただく場が必要なのかなというのがまだ残っております。

それから、ずっとはぐっていただき……。

○小委員長（佐藤 武君） ごめんなさい、今の充て職はどこですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 先ほどの6ページの。

○小委員長（佐藤 武君） 6ページの準ずべきもの。

○議会事務局長（元宗昭二君） 真ん中の解説のどういうものかそのまま専門家に聞くことの下側に一応充て職の検討、検討してもらおうよう議長に申し入れが必要か。

○副小委員長（岡崎達義君） 準ずべきものの中で充て職の検討。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうですね、このあたりもどうなのかなというのがあります。先ほどもあったと思う、社協の理事であるとかシルバー人材センターの理事とかというようなところだと思います。そこまで規定するのが必要なかどうかというのもあるんですけども。

それから、はぐっていただいて、10ページの条例のほうの左側のところ、第8条の第3項です。これは、新しく法制担当からの御意見をいただきました。議会運営委員会は第1項の規定による審査を終えたときは、審査相当もしくは審査不開始の決定を議長に報告するものとするということで、前回これをお願いしたいなということで、確認させてください。これでよろしいでしょうかということです。

それから、済みません、15ページの右側の下の青色の字です。第1項の第5号、議長が別に定める職つていうのが多分これは決まってないと思います。ここも御検討いただかないとダメかと思います。

それから、先ほどの第16条の関係、ここをもう一度じゃあ法制担当に確認するということがよろしいでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君）　まだ協議しないといけない部分がありますね。

○議会事務局長（元宗昭二君）　もう1ついいですか。

○小委員長（佐藤 武君）　はい。

○議会事務局長（元宗昭二君）　パブリックコメントは、多分通常1月ぐらいの期間を要するんですが、理由が立てば2週間程度でもいいというのがありますので、こんなことを言うたらあれかもしれませんけど、できれば形の上ではしといたほうがいいのかっていう気はしております。

○小委員長（佐藤 武君）　まず、パブコメを実施するとしても、全体の委員会を開いて、一応の案がまとまった後ですもんね。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうなります。

○小委員（大口浩志君）　だけど、そうなったらとても9月に間に合わない。

○小委員長（佐藤 武君）　間に合わないよね。

○小委員（大口浩志君）　事務局さんにすごく負担が来るんじゃないか。例えば、これはこうせえあせえというてきたら、一応ホームページ上でそれについてはこう解釈します、こうします、ほんならそのように修正しますとかお答えをするじゃないですか。それだけの手間もそうだし、どえらい多い。

○小委員（治徳義明君）　普通に考えて、一般論でいいんですけど、このように条例をつくるときにパブリックコメントをなしにするケースというのは多いんですかね。条例を制定みたいな重要な案件で、議員の方が皆さん言ってるじゃないですか、市民の声は聞いたんかというて執行部に詰められた質問を相当されてますけど、それなら自分らがする条例は市民に聞いたん

かみたいな話になるのかな。

○小委員長（佐藤 武君） その前文で市民が主役ですというのをうたっとるから、市民のパブコメもしなかったというのは指摘されたら回答が難しいよな。

○小委員（治徳義明君） 議員もこれ以上言えんようになりますよ。執行部に皆さん、言われようじゃないですか、市民に聞いたんかといって。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これをいうと今度はまた時間が物すごいかかるし、事務局に負担もあるし。

○小委員（治徳義明君） 全般的にオーケー、そういうケースが多いんなら、あるんなら、いや、今回はということで……。

○副小委員長（岡崎達義君） 議会基本条例の場合もパブコメは求めてなかったと思ったんだけど。

○小委員長（佐藤 武君） 求めてないとかやってないんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） やってない。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 例えば、何人かは一緒の場所におられたから記憶があると思うんですけど、歴史年表の解釈の違い、例えばね。千九百何年にはこれがあつたはずなのに違うじゃないかと。だけど、法解釈として2種類の解釈やこがあつたりするじゃないですか、年代としてはこれをもってこの日とするとか。特に法律は、例えばうちの聞く法制担当はこうでしょうと言っても、ほかの弁護士はこう言ようとか、わしゃあ詳しいんじゃないかというようにときに、無視するのかと、をどうするかも検討しとかんと、特に法律の解釈は裁判官もそうですけど弁護士によって解釈が両極端のやつを法制的におかしいがなど。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、こういう条例なんかをつくるときでも、いろいろな解釈があるから、一概にこれが全てこのとおりに運ぶと思ったら大きな間違いで、だから一旦条例をつくりますよね、法律でもそうだけど、一旦つくってしまうと、今度は運用の上でここは不都合があつたなと思ったときは変えていくという、そういう柔軟性が法でも条例でもなかったらだめなんですよ。だから、余り突き詰めて考える必要もないっていう部分がある。

○小委員（大口浩志君） いや、それと趣旨も幾らかダブるんですけど、要するに事務局の時間がどえらいことにならんかなあというのを危惧するだけ。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） いや、それはあります。

パブリックコメントを求めることが、ほんまにイレギュラーケースじゃないのだったら、なしでもええんだと思うんですけど、いやあ、どこをしましてもパブリックコメントを皆求めてますよということになったら問題があるのかなあと思うのは思う。

○副小委員長（岡崎達義君） 条例を制定するときにパブコメを求めてないんじゃないか。

○小委員長（佐藤 武君） 確かに、いわゆるその全体の委員会の中で協議する場でまずそれが出そうな気がする。そのときに委員長がどういうふうに回答するかということだと思うよ。

○小委員（治徳義明君） 基本条例のときに副議長がパブコメをとりませんでしたかね。とらんかったな、最初つくったときは。

○副小委員長（岡崎達義君） かなり早くやったからね、あれはつくるのに。

○小委員（治徳義明君） あれ、1年かけてましたよ。

○副小委員長（岡崎達義君） それでも、パブコメやったら1年では済まんわ。書いてないもん、だから一番最初のところに。

○小委員（治徳義明君） 事例があるからそれはそれでええんだと思うんです。

○副小委員長（岡崎達義君） おったんじゃないかな。

○小委員（治徳義明君） いない、基本条例には入ってない。

○副小委員長（岡崎達義君） 基本条例は。

○小委員（福木京子君） 入ってないです。

○小委員（大口浩志君） 入ったような気がせんでもねえけどなあ。入ったと思うけどなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 確かに、この倫理条例の全てを読む中で、いわゆる地方自治法の上位の決まりというか、各自治体によって提出しとる部分もあると。ただ、それは、違法ではないんですという解釈が出てるんですよ、この九州大学の先生はね。だから。

○小委員（大口浩志君） 要するに、それは平たく言えばパブコメはしなくてもいい。

○小委員長（佐藤 武君） パブコメは、今議論の部分じゃなくて、市民の思いを盛り込むということを大切にするんであればやったほうがいいでしょうという部分。

○副小委員長（岡崎達義君） それは、せっかく提案してくれたけど、やめといたほうがいいのかのような気がしますな。

○小委員（大口浩志君） いや、私は事務局の負担のことを考慮して。

○副小委員長（岡崎達義君） それと時間が物すごくかかる。

○小委員（大口浩志君） やっていただけるんなら、そりゃステップとしていっといたほうがええんならやっときゃいい話で。

○小委員（治徳義明君） 相当時間かかりますよ、パブコメは。

だから、最初するときにももとは12月にしませんかといっていたのは、事務局さんのほうからパブコメをとる場合は12月ぐらいにせんと絶対間に合いませんみたいな話でしたんです

よ。

○小委員長（佐藤 武君） そういうこと。

○小委員（治徳義明君） いつの間にか早くしょうみtain話になってきましたが。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 基本条例をつくったのは大分、何年前かな、もう十七、八年になりますかね。そのころとあと情勢も変わってきとるわけよ。それで、市が条例をつくるには必ずこれをやるんね、それ以後、パブコメをね、意見が少なくても。そういう状況にはなってるのは確かじゃわな。どのくらい意見がね。法律に詳しい知識層も結構多いからね、赤磐の場合は。だから、何人か出てくる可能性はあるんな。

○小委員長（佐藤 武君） ありますね。

○小委員（福木京子君） そしたら、事務局もそりゃ大変にはなるとは思いますけど。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、そういうふうにして出てきた場合、またもう1回練り直していうことが出てくるわけで、重要なところで、例えば第4条だったかな、基本のところでこんなもんはだめじゃないか、これはこういうふうに直してくれっていった場合に、倫理基準のどこなんかね、これで直してくれっていわれた場合、一体どうすんだっていうことがあるし。

○小委員（治徳義明君） そりゃあると思うな。

○副小委員長（岡崎達義君） 倫理基準に違反してる場合、どういう、例えば罰則がいろいろあるでしょう、議場での注意とかいろいろ、それをもっと厳しいものにしろとか、こういうのを入れろ、ああいうのを入れろって言われた場合、そういったのはまたどうすんだと、そういうことがあり得るわけじゃから。私はパブコメはやらんほうが、やってたらとてもじゃないけど。

○小委員（治徳義明君） 緩やかにせえという意見は出てこんど思いますよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 絶対出てこんど思う。

○小委員長（佐藤 武君） 確かにね。

○小委員（治徳義明君） 物すごく厳しい意見が出てきようる。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） パブコメをやりました、必然的にこういうのが来ました、まずここが多分受けるんですよ、こんな内容が来ましたというて。ほんなら、こういう回答をしましよと、それでよろしいですかというて全体会へ振る。そしたら、わしが言うたやつは無視しといて、パブコメで来たら上げるんかと、ありがちな話のような。

○小委員長（佐藤 武君） いや、パブコメの意見を全部取り入れるとは限らんからね、やっぱりね。

- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 私は、済みません、パブコメはすべきやと思いますので、よろしくお願ひします。
- 小委員（治徳義明君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 12月にしたらできるんですか、議事に提出みたいな感じであれば。
- 小委員長（佐藤 武君） ほぼその条文がまとまりつつあって、残りの確認が今局長が言ったような部分なんで、それがクリアできれば、それは8月下旬にはパブコメはスタートできますよね。ということは。
- 副小委員長（岡崎達義君） やってみる、ほんなら。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、どっちかにする。
- 小委員（福木京子君） 12月にかかってもええが。
- 副小委員長（岡崎達義君） 事務局の手間が大丈夫か。
- 小委員（福木京子君） まあね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それは、やっぱり我々はどっちかという議員さん方のほうを考えたんです、実を言うと。やっぱり自分たちでつくるやつを市民なしで、いいことは書いてませんよ、結構厳し目だとは思いますが、いやいや、市民からいやあ先ほど言われたようにこれじゃあ甘いなんて言われたときに言いわけしづらいかなと思っただけなんで、だから時間をいただけるのであれば、それこそ12月でいいということになれば完全にできますし、いやいや、9月の最終日に必ずしも出さないといけんということになれば、ちょっと厳しいですけど、2週間のパブコメの期間を設けるだけであれば何とかできないことはないのかなと思っております。
- 副小委員長（岡崎達義君） ほんならそうしようや。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 事務局に手間がかかるからとか9月の議会上げられないとかって理由でパブコメをしないということ自体がおかしい、すべきと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） 正論はそうです。
- 小委員（大口浩志君） そりゃ正論なんじゃけど。
- 小委員（福木京子君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） やっぱり徹底して市民の関心を高めると、今できるだけ知ってもらって、考えてもらうという人が少しでも増えているほうがいいとは思ひます。
- 副小委員長（岡崎達義君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） それを言われる以上は、はっきり言いますけど、厳しいことを言うようですけど、もし返ってきたときにきっちり反論ができるのと、それから自分の意見、ここはこうです、こうですって言うことが言えるように勉強してきてくださいよ。当然ですからね。責任があるわけだから。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） それをせずに一番困るのは、本会議で条例案を提案したときに議員からも質問がばんばん来る。それを、変な表現、今のままじゃったら火だるまじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） まず来ますよといって。

○小委員（大口浩志君） パブコメでこういうやつがあるとか何で無視したんならと、理由を述べろ、こういうのを1個ずついかれだしたら、治徳委員、下を向かんといけなくなる。

○小委員（治徳義明君） 無言になるんじゃないけど。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、それは……。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、さっきも言ったように、パブコメが来て、ここをこういうふうに直せって、こういうふうに直しましょうっていったときに、きちっとして、勉強してきてもらって、ここはこういう理由でこういうふうに直しました、ここはこういうふうな理由でこれは外しましたということがきちっと理由づけができるようにしてもらわんといけんわな。それは皆さんがみんな勉強してきてもらわんといけんことで、パブコメまとめましょう、あれしましょうって言った以上、やっぱりそこらあたりは責任を持ってやっていただきたいと、厳しいことを言うようですけど。

○小委員（大口浩志君） だから、今言われた、言われたのが出てきたものに関して取り入れたものとすれば文句はねえわな。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことですよね。

○小委員（大口浩志君） だけど、こうしたときに最低限この6人は同じ理由でこういう理由でこうしましたと。だから、治徳委員が言うのと福木委員が言う理由が違ったらあかんということ。

○小委員（治徳義明君） 最初の話に戻しますけど。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 条例をつくるに当たって、パブリックコメントが必ず必要なんかどうかなあと、どんなんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、必ず必要という規定はない。それで、最初の立ち上げとか、最初の委員会の中では、議員の政治倫理を決めることだからパブコメはしませんよと、しない方向でいきましょうという話でしたよ、最初はね。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 最初のときに、あれは、いや、12月議会にする、何でもここまでかかるんですかねみたいな話が、パブリックコメントは必ず必要ですよみたいな説明を佐藤委員長と僕は受けましたと思いますけど、それがひっかかるのです。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、とりあえずそれは置いといて、ほんならパブリックコメントをする方向でいくとして、今ここに直しましょうよって言ったやつを一旦直して、もう1回委員会を開いて、法制担当に尋ねるのも尋ねて、もう1回ここで担当、あれして、そのときにほんならパブコメをどうするかっていうのをもう1度決めましょうや。いつ。するせんをここで幾ら議論してても仕方がないことだから。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 文書で法制の人に求めるということにしましたが、そのときにまた新たな疑問が起こったときにまたもう一遍しましょうみたいな話になるので、もしあれだったら来てもらえるのが可能なら来てもらうて、そのときに聞いたほうが親切なんじゃねえかな。

○小委員長（佐藤 武君） 私もそれが1番、皆さんがその場で聞けるんで、だからそういうスタイルが一番ええかなと思うんですが、どんなんでしょうかね、事務局さん、局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 日程調整等もあるんで、そのあたりは依頼はできるかと思えます。手続さえ踏めば大丈夫かと思えますが。

○小委員長（佐藤 武君） 委員会でそのときに質問しても構わんですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね。

○小委員長（佐藤 武君） 事前の通告が要りますか。

○議会事務局長（元宗昭二君） いや。

○小委員（福木京子君） しとったほうがいいんじゃないか。

○議会事務局長（元宗昭二君） ある程度は。

○小委員長（佐藤 武君） わかればね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今回のこれだけに限らずになるのであれば、ある程度お知らせいただいたほうがよろしいかと思えますが。

○副小委員長（岡崎達義君） それなら、そうしましょう。

○小委員長（佐藤 武君） そうしましょう。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） あくまで、目安があれば、例えば今の法制の方に来てもらっているいろやって、最終的に例えばひな形をたたき尽くしたと、それをいわゆる全体会でもって出る

のを8月末ぐらいのめどでいくんですか。その辺は大ざっぱなタイムスケジュールというか。

○副小委員長（岡崎達義君） それは別に9月議会中でも構わない。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 元宗議会事務局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今20日までにと言ったのが、20日に議運それから全協がありますんで、ここでお知らせするんであれば、20日までに全体会をしとけば9月に出ますよ、出しますよっていう、初日の場合はね。あるいは、最終日ということになれば、そこまで急ぐ必要はないのかなという気がしますが、ただ、これは小委員会であって、あくまでも全体の委員会を通さないと出せませんから、そこで議決いただかないと、それはあります。

○小委員長（佐藤 武君） だから、パブコメの期間も入れてないですね、今はね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今は入ってないです、それは当然。

○小委員長（佐藤 武君） だから、おのずと12月の定例に諮るようになるのかなと。せめて年内には議決したいですよ。ということは、本会議が始まるし。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 元宗議会事務局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） どうしても9月というのにこれを議決しなきゃいけないと、それまでに制定しなくちゃいけないということになれば、先ほど言ったようにパブコメをする時間は当然ありません。

○小委員長（佐藤 武君） ありませんね。

○議会事務局長（元宗昭二君） ところが、全体の中で、いやいや、12月末でもいいがなということになれば、じゃあパブコメをしようというような話になることもあるのかなっていうふうに思ってます。

○副小委員長（岡崎達義君） それだから、とりあえずこれを法務のほうへ、さっきの疑問も入れてね。

○議会事務局長（元宗昭二君） まず、早目に。

○副小委員長（岡崎達義君） 法制のほうから来てもらえる日が決まれば、またその日にいろいろとしましょうよ。

○小委員長（佐藤 武君） 7月の下旬ぐらい、27日の週ぐらいで入れますか。

○小委員（大口浩志君） 法制の人の予定があるから。

○小委員長（佐藤 武君） いや、だから7月27日の週で来ていただけるのが可能な日ということで、この1週間のうちに調整してもらって、委員会もありますけどね、当然ね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 28、29、31ぐらいですかね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小委員（福木京子君） 議運が30日です。

- 小委員長（佐藤 武君） 議運が30日でしたっけ、7月。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議運の後でもいいんじゃないか。
- 小委員（大口浩志君） 議運の後の全協はあるのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 30日は議運の後に全協はないのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 全協はないです。
- 小委員長（佐藤 武君） 10時からですよ、議運はすぐ終わるから、議運が……。
- 副小委員長（岡崎達義君） 10時半ぐらいから。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それから、広報がある。
- 小委員長（佐藤 武君） 広報は29日じゃ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） ほんなら、議運の後でもできないことはないなあ。
- 小委員長（佐藤 武君） その職員さんの都合もあるんで、一方的に決められないんで。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 28、29、30、31ぐらいじゃあ当たってみましょうか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 27日は百条が入ってるんで、これは難しい。
- 小委員長（佐藤 武君） 27日は百条ですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 27日はね。百条は入るかどうかわからんですが予定で。予備日みたいな形でとってるんで。
- 副小委員長（岡崎達義君） 30日がいいじゃろうなあ。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員、今席をあげとったんで、7月28、30、31あたりで法制担当の都合に合わせて。
- 小委員（永徳省二君） 30日は予定が入ってます。
- 小委員（福木京子君） 議運の後か。
- 小委員長（佐藤 武君） 議運は関係ない。
- 小委員（永徳省二君） 議運は関係ありません。できたら30日を避けていただいたらありがたいです。
- 小委員長（佐藤 武君） 30日の予定はあるのか。何ですか。変更はききませんか。
- 小委員（永徳省二君） 一身上の都合。
- 小委員（大口浩志君） 一身上の都合じゃあろう、そりゃあ。
- 小委員（治徳義明君） 聞く以上はスケジュールをあげにやいけんわ。これでよろしいですかというて聞く以上は意見も聞いてあげにやそりゃいけんわ。言いきったときには仕方がねえけど、ここしかありませんから。
- 小委員長（佐藤 武君） それなら、28日か31日、28日に何にも委員会とかありませんけど、皆さんの都合がよければ。
- 小委員（福木京子君） それなら第1案は28日か。

- 小委員長（佐藤 武君） 28日か31日。
- 副小委員長（岡崎達義君） 全部詰まるな。全部出てこんといけん、毎日じゃ。大変なんよ、毎日出てくるのは。
- 小委員長（佐藤 武君） 常勤にならにゃいけん。
両日ともだめですと言われたらどうしよう。29日の午前中は。
広報は1時半からだから。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） 29日は午前中10時からで当たってもらっていいですか。28日、29日、31日。
- 小委員（治徳義明君） 何かあるから1時半にしとんじゃないんか。
- 小委員長（佐藤 武君） 広報は何だったっけ、これは、なんでだったかな。
- 副小委員長（岡崎達義君） このメンバーは何もなかったんよ。
- 小委員長（佐藤 武君） それなら、よろしいですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい、それで調整します。
- 小委員（大口浩志君） その日は裁判ですってあるかもしれん。
- 議会事務局長（元宗昭二君） その可能性はあります。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、法制担当のほうに聞く項目があったら早目に事務局にメモを出してください。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうことにしましょう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 今週、来週中に言うていただければ多分間に合うと思うので。法務担当に聞けますので。
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、そういうことで、あと何かありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 小委員長（佐藤 武君） なければ、よろしいですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 先ほど私が言ったのは考えていただければいいかなと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） これはいつまでにお願いしましょうか。だから、1週間前ぐらいに余裕を持って7月20日、17日ぐらいまでに出してもらいましょうか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 法制担当の意見ですか。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、僕らの意見を。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうですね。
- 小委員長（佐藤 武君） そうしたら、法務担当に出していただくと。今週の金曜日です。今週の金曜日までに事務局に出してもらおうと。
- 小委員（福木京子君） 大体委員会の中でこれはわかりませんというて言うったのをまと

めて出してください。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それぞれ思いが違うんで、それは。

○議会事務局長（元宗昭二君） 何かあれば。

○小委員（福木京子君） 何かあればですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 大方のところは聞いたじゃないですか、ある程度。

○小委員（治徳義明君） 先ほど事務局から言うたことじゃとかこの中で言うたことは言わんでいいわけでしょ。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、最終的に確認をするために自分のを確認して。

○小委員（治徳義明君） それ以外のこと。充て職じゃとかなんとかというのはそんなんはいいわけじゃろ。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、それも聞いてくれりゃあええ。

○議会事務局（元宗昭二君） それは聞きます。

○小委員長（佐藤 武君） 聞いてくださる。

○小委員（治徳義明君） そのことはわざわざ言わんでもええということでしょ、事務局に。

○小委員（福木京子君） 共通したものは聞いてくださるから。

○小委員（治徳義明君） 個人的にこうじゃねえかというようなことは。

○小委員長（佐藤 武君） それでは、17日までに事務局に出してください。

それで、7月の次回の予定は、28、29日の午前中もしくは31日のいずれかで御案内しますので、予定してください。

これで第9回の議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会